

2021年10月11日

第83号議案討論

第83号議案「令和3年度（2021年度）箕面市一般会計補正予算（第8号）」の原案に反対し、神田議員ほか2名提案の修正案に賛成する立場で討論いたします。

修正案は、稲保育所の民営化にかかる「保育所民営化準備事業費」46万円を皆減し、2022年度から5カ年間の可燃ごみ収集業務委託料の債務負担行為の設定について、100%委託ではなく、現状維持の88%委託にするために限度額23億1,632万2千円を、20億3,836万3千円に修正しようというものです。

まず稲保育所の民営化についてですが、スケジュール的には、今回の補正予算に計上されている選定委員会をこの10月中に設置し、11月～12月に運営法人を公募、年が明けて1月～2月に運営法人の調査審議を行い、3月には運営法人を決定する。そして4月からは引継ぎが始まる、というスピード感で進められようとしています。

これはあまりに拙速ではないでしょうか。議会の議決が行われる前に、民営化ありきで稲保育所の保護者への説明会が行われたようですが、説明を聞いた保護者の不安が高まっていると聞き及んでいます。

なぜもっと丁寧に時間をかけて進めようとしませんか。また、この間、就学前保育や教育については、議会は「箕面市の公立幼稚園及び公立保育所の運営のあり方に関する検討会議」を設置し、公立園・所のあり方について調査研究・協議をおこなってきたところです。コロナ下ということもあり、今は議会の考えを市民のみなさまに直接説明することさえ、ままならないという状況にあります。

この「あり方検討会議」のなかで聴取した学識経験者や民間園所の事業者、保護者の誰もが、公立園所の重要性とともに、地域の中に公立園所が配置されることが望ましいことについても言及されていました。

また「箕面市新改革プラン」では、事業をゼロベースで検証するという前提になっており、その意味では稲保育所の民営化についても、一から検証されるべきではないでしょうか。

「新改革プラン（素案）」に対するパブリックコメントでは公立園所関連のご意見

は440件にも及び、そのなかで公立園所の存続を求める切実な思いが多数寄せられていました。

さらに、本年8月27日付の市、及び市教育委員会宛の市内の子育て7団体から提出された要望書の中にも、公立認定こども園ありきではなく、各地域に公立園所を残して欲しいこと、保護者や保育者などの当事者が議論に加わり、時間をかけて丁寧に検討をして欲しいという求めがありました。

また稲保育所の民営化は、新改革プランにおける「箕面市アウトソーシング計画」における効果額の中に、単年度で6895千円の効果額であると明確に位置付けられており、文教常任会で一委員が述べられていた「稲保育所の民営化はすでに決定事項であり、市長が新たに策定した『新アウトソーシング計画』とは異なるものである」という主張は事実誤認であると考えます。

箕面市の公立保育所の民営化は、2013年以来おこなわれておらず、稲保育所の民営化についても、2016年度以降にということではありましたが、これまで保留状態でした。市がかつての事業計画を政策的に反故にしている例は、さまざまにあります。2010年度に決定した方針であっても、現状のニーズに応じて変更できるはずであり、また遂行するにせよ、保護者や市民、関係者との丁寧な協議や、十分な説明責任が果されねばなりません。このたびの稲保育所の民営化については、市民からの求めに対して真摯に向き合うべきであり、あらためて協議のもとでの合意形成が必要であると考えます。

また、稲保育所では、民間保育所では受け入れることができない支援児さんの受け入れもおこなってきましたが、民営化保育所で必ずしっかり対応できるのかも不確定です。また、公立保育所には、「ともに学び、ともに育つ」保育を実践してきたノウハウと人材があり、豊かな子育て・子育ちを実践してきました。そのことが保護者にとっても大きな安心感となるだけでなく、公立保育所が地域のスタンダードとして、民間保育所の質の底上げにも寄与してきました。

そういった意味からも、今いちど公立保育所の役割について検討を続け、拙速な民営化は控えるべきであると考えます。

さらに、修正案に賛成する理由として、このようなタイミングで、大急ぎで稲保保育所を民営化しなくてはならないほど市の財政が逼迫していないことが挙げられます。

2020年度の決算状況は、財政状況の健全度合いを示す法定4指標について、当面の間は厳しい財政運営を強いられる見通しではあるものの、経常収支比率は0.6ポイント下がり、4指標はすべて基準内です。前年度より、基金残高や地方債残高、将来負担比率などは悪化していますが、これは、あらたな開発行為を控えるなどで、充分乗り切れるものと考えられます。

「子育て日本一」を標榜する箕面市が、子どもの育ちに大きく影響する就学前保育について、財源を理由に、市民同意が得られないなかで強引に民営化を押し進めるという政策には納得できません。

次に、ごみの100%民営化について、述べさせていただきます。

民生常任委員会において議論させていただきましたが、来年度から可燃ごみの収集委託事業を現在の88%から100%にするのは、時期尚早と考えます。市は、100%委託を政策決定するにあたり、豊中市から情報を得た、とのことでしたが、豊中市は可燃ごみ収集を100%民間委託する代わりに、その他の収集は、直営で行い、バランスを図ると聞き及んでいます。

箕面市は順次その他の収集業務についても民間委託する方針であり、6年後の2027年度には全ての収集業務を100%委託する新アウトソーシング計画が示されています。

豊中市とは、方向性が違うのです。市は、政策部門は残すので問題ない、との楽観的な見通しを立てておられますが、完全民営化になれば、市は収集車両を保有しませんので、いざとなれば市が収集にまわることはできないというリスクがあります。

また非常時には、民間事業者が協力して収集にまわる、とのことですが、民間事業所が常に余剰人員を配置しているとは思えず、状況によっては市民サービスの低下が起り得るかもしれないというリスクがあります。

さらに、民間は企業論理で受託しますので、箕面市に収集力がないと分かった時点で、受託金額の値上げを求めてくることも想定できます。市は常に、委託価格を

コントロールできる状態を保っていくことが大事ではないでしょうか。

また、受託事業所は民間企業であるため、常に収益増を追求するでしょう。その分、適切に労働者の処遇に配分されるかについては、現状の契約内容では保証されません。

市は仕様書のなかで、労働法令順守としているのみであり、法令順守は当然のことですが、逆に法令さえ守っていれば、非正規雇用もOKなのです。

私は、これまでも、公契約条例を制定し、委託先労働者が「官製ワーキングプア」とならないようにすべきであると、委員会や一般質問などで提案してきましたが、市はその必要性を認めていません。

そのほか、直営では3人体制で収集業務にあたっていますが、委託については2人体制で積算されていることも、委員会質疑のなかで明らかになっています。やはり、委託先の労働者の処遇は過酷であると考えます。

公の事業をアウトソーシングするということは、「企業ノウハウ」という名の下で、労働者が公務員よりも労働環境や条件が悪く、また言い方は乱暴かもしれませんが「使い捨ててられる」可能性があるにも関わらず、見て見ぬふりをする、という現状になっています。そのような働き方が、働く人の多くの生活や心を破壊していること、不安定な条件下で働く人の上でなりたつ社会の構造や、自治体サービスを組み込むことについて、私たちは、もっと思いを寄せるべきではないでしょうか。また、このような構造は、正規雇用の労働者をも追い込むことに繋がることを付け加えておきます。

最期に、議会は主権者である市民を尊重しなければなりませんし、議会は市が拙速に出してきた施策を止めることができるのです。そのことの重みを今一度受け止めていただき、議員のみなさまが修正案に賛同くださることを呼びかけまして、討論といたします。